

相談しやすい、分かりやすい  
信頼と安心をお届けします



## きりん通信No.70

発行:きりん人事労務管理事務所  
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63  
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905  
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <http://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp

6

2021

### 新様式の公表

## 性別欄は任意記載欄に 厚労省が新たな履歴書の様式例を作成

厚生労働省から、性別欄を任意記載欄にする等の変更を加えた新たな履歴書様式例(厚生労働省履歴書様式例)が公表されました。これまで推奨していた履歴書様式例(JIS規格様式例)との違いを整理します。

### .....新たな履歴書様式例(厚生労働省履歴書様式例)のポイント.....

新たに作成された厚生労働省履歴書様式例と、これまで推奨していた一般財団法人日本規格協会の履歴書様式例(JIS規格様式例)の異なる点は、次のとおりです。

1. 性別欄は「男・女」の選択ではなく任意記載欄とした。なお、未記載とすることも可能としている。
2. 「通勤時間」、「扶養家族数(配偶者を除く)」、「配偶者」、「配偶者の扶養義務」の各項目は設けないこととした。

★厚生労働省では、事業主の皆様に対し、「採用選考時に使用する履歴書の様式については、この新たな様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします」と呼び掛けています。新たに作成された厚生労働省履歴書様式例が必要であれば、気軽にお声掛けください。

### .....採用時の注意事項 面接で聞いてはいけないNG質問.....

こちらはおさらいになりますが、職業安定法では、労働者採用時の情報収集について、規制を設けています。個人情報の収集の方法およびその内容について、気を付けるポイントをご説明します。

**情報収集の方法・・・本人から直接収集する。又は本人の同意のもとで収集しなければいけません。**  
身元調査や、前職に問い合わせるなどは、法令違反という事になります。

### NG質問

- ① 本籍・出生地に関すること(住民票ではなく「住民票記載事項証明書」の提出を求めましょう)
- ② 家族に関すること(職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など)
- ③ 住宅状況に関すること(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)
- ④ 生活環境・家庭環境などに関すること
- ⑤ 宗教に関すること
- ⑥ 支持政党に関すること
- ⑦ 人生観・生活信条などに関すること
- ⑧ 尊敬する人物に関すること
- ⑨ 思想に関すること
- ⑩ 労働組合(加入状況や活動歴など)、学生運動などの社会運動に関すること
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

労務トラブルの理由は、「採用」の失敗が多くを占めるのだと思います。人手が足りなくても丁寧な面接を行い、自社の社風、求める人物像に沿った人材を採用できることが、**何よりも大切**と言っても過言ではないかもしれません。

解雇は、「社会通念上相当の理由」が必要です。程度にもよりますが、「会社の求める能力には程遠かった」「考え方が組織風土にそぐわない」という理由での解雇は、なかなか認められません。

さらに、採用時に「**聞いてはいけない項目**」がこんなに並んでは、こちらも知恵を絞って、いい採用の工夫をしていく必要がありますね。

きりん事務所では、**採用面接の立合**もお引受けしております。費用はお一人3万円。ご相談は無料です。お困りの際は是非一度ご相談下さい。



## 助成金情報

### 産業雇用安定助成金 ー 支給決定 第1号

令和3年2月に創設された新しい助成金です。きりん事務所で埼玉支給決定第1号を獲得することが出来ました。全く新しい助成金の為、審査担当者も調べながらの作業でしたが、支給申請から2カ月ほどで決定まで漕ぎつけることが出来ました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって事業活動を一時的に縮小する事業主が、その労働者の雇用を維持するため在籍型出向を行う場合、出向元と出向先双方の事業主が受けられる助成金です。

雇用調整助成金が休業、教育訓練、出向を行う事業主に対するものであるのに対し、在籍型出向に限定された助成金です。

パンフレットを読み解くだけではなかなか難解かと思えます。自社申請をご検討の場合も遠慮なくご相談下さい。支給額は、12,000円×出向先勤務日数です。初月については、1,000円でも名刺作成など経費がかかった場合、10万円の経費助成が出向元出向先それぞれに加算されます。



### 長時間労働について推計発表ーWHO・ILO

令和3年5月17日、WHO（世界保健機関）とILO（国際労働機関）から、心臓病や脳卒中による死亡を増加させる長時間労働について推計が発表されました。長時間労働によって亡くなった人の世界的な推計が初めて発表されたということで、話題になっています。

これによると、2016年において、週に55時間以上働いて心臓病や脳卒中などで亡くなった人は、世界全体で74万5000人との発表です。また、週55時間以上働く人の割合は、**世界全体の9%**という事です。

週55時間労働ということは、月の残業時間が概ね60時間という事ですね。

月60時間を超える残業時間に対しての割増賃金が1.5割増になるのは2023年です。「働くことの尊さ」も大切にしつつ、「生きることの意味」も大切にバランスのいい人生を実現できる企業が、今後伸び続ける企業となるのでしょうか。



### マイナンバーカードの健康保険証利用が始まっています

マイナンバーカードの保険証利用については、令和3年3月より、運用を開始しています。職場が変わっても健康保険証はずっと使えるようになるのであれば、便利そうですね。来月には皆さんに実態をご紹介すべく、近々手続きしてみようと思っておりますので、続報をお待ちください！

## きりん事務所紹介

### きりん事務所から新メンバー紹介

4月1日付にて入所いたしました湯浅朋美と申します。

これまで法律事務所や企業の法務部門に勤めておりましたが、初めて人事労務事務に携わせていただくことになりました。

最近はコロナ禍で機会は少なくなりましたが、週末は子供のサッカーやバドミントンを観戦したり、応援を口実に遠征先に旅行したりするのが楽しみです。

一日も早く皆様のお役に立てるように日々精進してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。



### ◆偉人の名言◆人にもものを教えることはできない。みずから気づくよう手助けができるだけだ◆

「仕事をする人」と「仕事を片付ける人」がいると思います。「今日の仕事の結果」が同じだったとしても、「将来の結果」には大きな違いが生まれます。成長していくか、同じことを繰り返し続けるか。

私は体育会系なので、すぐにスポーツに結び付けてしまうのですが、チームの成長にとって、試合は重要です。成長を実感出来ると仕事も楽しくなる。スポーツほど単純にはいかないけど、「できた！」「勝った！」「成長した！」を実感できる仕組みを沢山用意して、社員自らが「仕事を楽しむ」組織風土を作り上げたら、きっと会社はどんどん成長すると思います。

今日の名言は、「地動説」を唱えたイタリアの天文学者 ガリレオ・ガリレイでした。